

**新型コロナウイルス感染症対策に伴う
貸室(会議室・講習室・陶芸窯)利用における還付対応について**

「新型コロナウイルス感染症」の拡がりに伴い、貸室利用についての中止の判断をされました場合の手続きにつきまして、下記のとおりご案内いたします。

○還付のお手続きについて○

- ・対象期間中の利用につきましては、中止した場合には、既に納付された施設の利用料金等を**全額還付**いたします。
- ・利用料金の還付につきましては、下記の通り対応いたします。

令和2年2月14日から同年2月26日までの分

すでに当該期間に施設を利用しなかった場合で、既納利用料金等の還付を申請したときは、全額を還付できるものとする。

令和2年2月27日から同年5月6日までの分

利用等の取消しを申請し、承認を受けたときは、全額を還付できるものとする。

○還付対象期間○

利用日が**令和2年2月14日(金)から同年5月6日(水)**までのものが対象となります。

なお、還付の手続き開始等のご連絡につきましては、5月6日(水)までの利用予定でしたすべての方にご連絡いたします。

以上、ご面倒をおかけしまして申し訳ございません。何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。